令和４年７月４日　改正

別紙

東京都指導農業士申請におけるチェックリスト

　次の各項について確認してください（東京都指導農業士認定要領第３より）。

　事前相談時にご提出ください。

　（１）□　東京都在住であり、東京都内の農地において自ら農業に従事していること。

　（２）□　農業技術、経営管理能力に優れた経営者であること。又は経営に積極的に参画し、責任を分担していると認められること。

　（３）□　「認定農業者」、又は、「農業基本構想を定めていない区市町村においては、農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化又は農業従事の態様の改善等の農業経営の改善について、目標を定めるなどにより取り組んでいる農業者」であること。

　（４）□　年間農業所得が300万円以上あり、効率的かつ安定した農業経営が行われていること。

　（５）□　東京農業の担い手の育成に理解と熱意があり、積極的な指導ができること。

　（６）□　後継者や新規就農等担い手育成のためのセミナー・講座等における研修、農業体験研修、農業技術研修等の受入れが可能であること。

　　　　　　（認定後は、地域や希望者等の状況に応じて、普及センターや農林水産振興財団等から、農業研修の受け入れの依頼をいたします。農業経営の分野や地域等により、依頼の頻度等は異なります）

　（７）□　女性農業者や青年農業者が活躍できる環境整備を自ら実践していること、又はその環境整備に深い理解を示していること。

　（８）□　認定する年度末の年齢が８５歳未満であること。

　　　　（年度末の年齢が８５歳に達した場合は、年数にかかわらずその年度末で認定が終了となります）